



「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン
～泊まってもらおう300円クーポン!～
マニュアル

クーポン配布事業者様向け (宿泊事業者様)

「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン
～泊まってもらおう300円クーポン！～

参加宿泊施設を募集します

冬季閑散期の島根県内の周遊促進を図るため『「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン』とし、「温泉」を主軸に周遊観光を促すため、島根県内に宿泊しアンケートに答えた方に、日帰り入浴施設や、お土産物店、観光施設等で使用できる「300円クーポン」を配布するキャンペーンを実施致します。つきましては、このキャンペーンに参加登録し、特典をご提供いただける事業者を募集します。ご参加、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

参加
無料

「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン概要

- 実施期間：2024年1月9日（火）～2024年2月29日（木）
- 事業概要：島根県内の対象施設に宿泊し、アンケートに答えた方に、日帰り入浴やお土産物店、観光施設等で使用できる「300円クーポン」配布するキャンペーンとなります。

※「300円クーポン」の割引原資は島根県が負担致します。

参加のメリット

- キャンペーンの特設WEBサイト上で、参加宿泊施設名を掲載。
(特設WEBサイトには、島根県が実施する広報活動にて、流入を促します。)

参加登録事業者 募集概要

- 申請期間：2023年10月16日(月)～2023年11月6日(月)
 - 募集対象：島根県内で営業する宿泊施設
 - 申込方法：以下の4つの方法からお選びください
- ①WEBフォームでお申込みの場合
裏面の誓約内容をご確認の上、QRコードを読み取り、WEBフォームに必要事項を記入の上、お申込みください。
 - ②FAXでお申込みの場合
裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へFAXしてください。
「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット）」 FAX：0852-20-1521
 - ③メールでお申込みの場合
裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へメールしてください。
メールアドレス：satou@merit-inc.com 「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット）」
 - ④ご郵送でお申込みの場合
裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へ郵送してください。
〒690-0012 島根県松江市古志原5-2-43
「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット内）」
- ※新型コロナウイルス感染拡大状況により、キャンペーンを一時中止、または延期する場合があります。
その際は、事務局からご連絡いたします。

キャンペーンの流れ

【クーポン配布事業者様向け】
クーポン利用事業者様向けの
内容と同じです。



STEP.1

クーポン配布対象宿泊施設をキャンペーンサイトで確認。



STEP.2

対象施設に宿泊。

QRコードを読み込み、WEBアンケートに回答する。

※Googleフォームによるアンケート回答となります。



STEP.3

宿泊施設スタッフへアンケート回答完了画面を見せ、
300円クーポン券を受け取る。



STEP.4

キャンペーンサイト及びデジタルマップにて利用可能施設を検索。
会計時300円クーポンを利用可能施設に渡し、割引を受ける。

紙クーポンについて



タテ：60mm × ヨコ160mm

キャンペーン参加宿泊施設に納品させていただきます。

①の枠について

チェックインの日付と、チェックアウトの日付を記入ください。

②の枠について

ハンコまたはサインを記入ください。

各参画事業者様にツールを支給致します。



卓上に置けるスタンド型POPを作成し納品します。クーポン配布事業者様のフロント横や受付窓口等に置いて頂き、宿泊者にキャンペーンのご案内をお願い致します。

- B5サイズ程度
- 1事業者様につき1個を想定

※宿泊者様に対して、積極的なキャンペーンのご案内をお願い致します。
(POPにはQRコードが掲載されており、読み込んでアンケートに回答頂けるようになっています。)

①宿泊者様にPOPを提示して、キャンペーンのご案内



②宿泊者様にPOPのQRコードを読み込んでもらい、WEBアンケートに回答頂く。

※スマートフォンを持たれていないお客様用に、紙のアンケート用紙も用意致します。
ただし、紙アンケートで回答頂いた場合には、施設様の方でアンケート内容をWEBフォームに入力して頂きますよう、お願い致します。



③アンケート回答完了画面を確認し、クーポン券を宿泊者様に渡す。

※有効期限の記入と、ハンコまたはサインをお願いします。
※宿泊人数分の枚数のクーポン券を渡して頂いて結構です。

※クーポン券をすべて配布したら事務局へご報告ください。

参画募集締切：11月6日（月）

「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン
～泊まってもらおう300円クーポン！～
参加登録申込書 兼 誓約書

【誓約事項】

1) キャンペーン期間中は会員登録し、事業に参加し、真に心を尽くし、努力がなり努力が実を挙げます。

2) 参加申込書の記載事項は、関係機関、お客様、その他一切の機関に提供されることがあります。また、本事業に関するお問い合わせやお問い合わせの受付は、事務局が担当いたします。

3) 本誓約書は「関係機関の委託及び事務局の委託を受けた事業者」が実施するものであり、本誓約書に同意して参加する事業者は、本誓約書に同意して参加する事業者として参加することになります。また、本誓約書に同意して参加する事業者は、本誓約書に同意して参加する事業者として参加することになります。

私は、参加登録事業者登録事項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、参加登録いたします。

令和 年 月 日 責任者氏名 印

※WEBフォームから申込み頂く場合は上記欄の記入及び押印は不要です。

右記のQRコードを読み取り、WEBフォームより事業者情報をご記入ください。



※WEBフォームを利用されない場合は、以下太枠内の事業者情報をご記入ください。

■事業者情報 (※必須項目です)

事業者（施設）名称			
代表者名称			
住所（所在地）※ 〒			
TEL※		FAX	
担当名称		Eメールアドレス※	
担当者携帯※			
クーポン券配布予約枚数	枚	* キャンペーン期間中の見込まれる宿泊客数を考慮し、クーポンの配布予約枚数を記入ください。	

■キャンペーン登録前説明会について
当キャンペーンについて、島根県内の対象事業者様向けの説明会を開催します。オンライン説明会も開催します。下記日程で予定していますので、登録にあたって説明会に参加をご希望ください。

開催日	【初日】 10月17日（火）10:40～12:00 鳥取県庁 6F 談室（松江津和野1）
	【2日目】 10月18日（水）13:40～15:00 島根合同庁舎 2F 大会議室（浜田市片浜町2354）
オンライン参加URL	【オンライン】 10月26日（木）13:00～14:30

FAX送付先 ▶ 0852-20-1521

事務局印	登録番号	備考
------	------	----

※参加：会場がある場合はこちらの住所をコピーしてそれぞれお申し込み下さい。
★登録申込書に記載された個人情報については、本事業に関する業務の範囲のみ利用・管理・保管されます。

参加登録申込書に必要な事項を記入の上、事務局まで

- ①WEBフォーム
- ②FAX
- ③メール
- ④郵送

のいずれかで申し込みください。

クーポン利用事業者様向け

「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン
～泊まってもらおう300円クーポン！～

クーポン利用対象店を募集します

冬季閑散期の島根県内の周遊促進を図るため『「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン』とし、「温泉」を主軸に周遊観光を促すため、島根県内に宿泊しアンケートに答えた方に、日帰り入浴施設や、お土産物店、観光施設等で使用できる「300円クーポン」を配布するキャンペーンを実施致します。つきましては、このキャンペーンに参加登録し、特典をご提供いただける事業者を募集します。ご参加、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

参加
無料

「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン概要

- 実施期間：2024年1月9日（火）～2024年2月29日（木）
- 事業概要：島根県内の対象施設に宿泊し、アンケートに答えた方に、日帰り入浴やお土産物店、観光施設等で使用できる「300円クーポン」配布するキャンペーンとなります。

※「300円クーポン」の割引原資は島根県が負担致します。

参加のメリット

- クーポン利用者による来店が見込まれる（クーポンの割引原資は島根県が負担）
- キャンペーンの特設WEBサイトで、クーポン利用対象店を掲載
（利用対象店の場所を記載したデジタルマップ上でも、店舗の情報を掲載致します。）

参加登録事業者 募集概要

- 申請期間：2023年10月16日(月)～2023年11月6日(月)
- 募集対象：島根県内で営業している日帰り入浴やお土産物店、観光施設等
- 申込方法：以下の3つの方法からお選びください

①WEBフォームでお申込みの場合

裏面の誓約内容をご確認の上、QRコードを読み取り、WEBフォームに必要事項を記入の上、お申込みください。

②FAXでお申込みの場合

裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へFAXしてください。

「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット）」 FAX：0852-20-1521

③メールでお申込みの場合

裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へメールしてください。

メールアドレス：satou@merit-inc.com 「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット）」

④ご郵送でお申込みの場合

裏面の参加登録申込書兼誓約書に必要事項をご記入のうえ、下記へ郵送してください。

〒690-0012 島根県松江市古志原5-2-43

「冬旅キャンペーン事務局（株式会社メリット内）」

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、キャンペーンを一時中止、または延期する場合があります。

その際は、事務局からご連絡いたします。

キャンペーンの流れ

【クーポン利用事業者様向け】
クーポン配布事業者様向けの
内容と同じです。



STEP.1

クーポン配布対象宿泊施設をキャンペーンサイトで確認。



STEP.2

対象施設に宿泊。

QRコードを読み込み、WEBアンケートに回答する。

※Googleフォームによるアンケート回答となります。



STEP.3

宿泊施設スタッフへアンケート回答完了画面を見せ、
300円クーポン券を受け取る。



STEP.4

キャンペーンサイト及びデジタルマップにて利用可能施設を検索。
会計時300円クーポンを利用可能施設に渡し、割引を受ける。

紙クーポンについて

【クーポン利用事業者様向け】



タテ：60mm × ヨコ160mm

宿泊施設にて宿泊客に配布されます。

①の枠について

有効期限をご確認ください。

(宿泊施設のチェックアウト日が有効期限となっています。)

②の枠について

配布宿泊施設のハンコまたはサインがあるかご確認ください。

③の枠について

お客様から受け取ったクーポン券に、利用事業者様のハンコまたはサインを記入ください。

各参画事業者様にツールを支給致します。



クーポン利用対象店/施設であることが分かるPOPをデータ納品致します。
各事業者様でプリントアウト頂き、ご活用頂けます。

- A4サイズ程度
- データ納品を想定

※お店/施設にて積極的な貼り出しをお願い致します。

①お客様がもってきたクーポン券を受け取る



②有効期限、配布事業者のハンコまたはサインを確認

※有効期限が切れたクーポン券、配布事業者のハンコまたはサインの無いクーポン券は無効となります。



③300円の割引対応をする

※キャンペーン期間中に事務局からクーポン券の利用枚数についてヒアリングがありますので枚数を回答ください。

※キャンペーン終了後に、クーポン券の原本を事務局まで送付ください。
(事務局宛てのレターパックを送付させていただきます。)

※キャンペーン終了後、事務局に送付頂いたクーポン券の枚数に応じて、換金対応させていただきます。

情報提供フォーマット

1. 店舗・施設名	2. ご担当者様名
3. ご担当者様メールアドレス	4. ご担当者様連絡先(携帯)
5. 店舗・施設住所 〒 -	
6. 電話番号	
7. 公式ホームページURL	
8. 営業時間	9. 休業日
10. 入場料	11. 駐車場
12. 店舗・施設紹介文(100文字以内)	
13. 写真 デジタルマップに掲載する写真データを、情報登録フォーマット送付時に併せてお送りください。 内観、外観、おすすめ商品など、1〜3枚まで掲載可能です。(最低1枚は必須です)	

情報提供フォーマットの返信締切:11月24日(金)

送り先/satou@merit-inc.com

返信先 「ご縁も、美肌も、しまねから。」冬旅キャンペーン事務局
〒690-0012 島根県松江市古志原5-2-43 株式会社メリット内
TEL052-20-1520 FAX0852-20-1521 担当:佐藤(080-1645-9893) satou@merit-inc.com

参加登録申し込み後、
利用事業者を一覧で見ることができる
デジタルマップに情報を登録するための

「情報提供フォーマット」を

11月24日までに
事務局までご提出頂きます。

※登録用の画像のご準備もお願い致します。
(最大3点まで登録可能。)

広報について

広報について

周遊及びクーポン利用を最大化させる広報を展開いたします。

＜島根県観光振興課 公式SNS＞

島根県観光振興課様のSNSアカウントにて発信用のバナー制作を行い、キャンペーン情報を発信。島根県の抱えるフォロワーへ、クーポン キャンペーン情報を届けます。



広報について

周遊及びクーポン利用を最大化させる広報を展開いたします。

<日比谷しまね館 デジタルサイネージ>

東京都内にある日比谷しまね館の大型モニターにてキャンペーン内容を掲載。通行人の方や、日比谷シャンテを利用する様々なお客様へ効率良く広告を訴求することが可能です。

掲出：2023年12月1日（金）～2024年2月29日（木）

【日比谷しまね館】



広報について

参画頂ける場合は、各事業者様においてもSNSなどで積極的な情報発信をお願いできますと幸いです。



Q&A

Q1.キャンペーンは飲食店も対象でしょうか。

A1.対象となります。**県産食材の取扱があることが望ましいです。**

Q2.宿泊人数分、クーポン配布できるとのことですが、子どもも対象でしょうか。

A2.子どもも対象です。

Q3.1人で2泊3日のお客様に対しては、2枚渡しても良いのでしょうか。

A3.1予約につき1枚配布となるので、このケースは1枚配布でお願いします。

Q4.1人で2泊3日のお客様で、1泊ごとに分けて予約を入れられた場合、2枚渡しても良いのでしょうか。

A4.**同一施設に連泊の方は1枚だけ**の配布でお願い致します。

Q5.スマホのアンケート回答画面は、宿泊期間中いつ提示されても良いのでしょうか。

どのお客様に渡したか分からなくなり、何枚も渡してしまうことにならないでしょうか。

A5.チェックイン時にアンケート回答頂き、その場でクーポン券をお渡しく下さい。

Q6.アンケート回答画面完了画面を見せてクーポン券を配布とのことですが、具体的にどの画面を見せてもらえば良いのでしょうか。

A6.アンケートの最後の項目に、宿泊人数を記入頂く欄がありますので、その画面を見せて頂き、記入された宿泊人数分の枚数クーポン券をお渡しく下さい。

Q&A

Q7.アンケート回答完了画面は、スクリーンショットの画面でも良いでしょうか。

A7.スクリーンショットの画面は無効と致します。

Q8.クーポン券は宿泊施設の宿泊費について利用することは可能でしょうか。

A8.宿泊費について利用することはできません。

Q9.ホテルでの夕食やお土産購入など、宿泊とは別会計についてクーポン券を利用することは可能でしょうか。

A9.宿泊時の飲食代（追加の飲み物等）は利用対象外となります。

宿泊施設内の売店や、宿泊者以外も常時利用できるテナント（エステ、レストラン）等は利用対象となります。

Q10.キャンペーン期間は1/9～2/29ですが、配布の期限と利用の期限はそれぞれいつになりますでしょうか。

A10.配布期限は2/29。利用期限は3/1となります。2/29～2連泊以上の場合も、利用期限は3/1としてください。

Q11.クーポン券利用の際、おつりは出ますか。

A11.おつりは出ません。

Q&A

Q1 2. 宿泊施設のサイン・ハンコがもれていた場合、その場で宿泊施設に連絡を取り宿泊が確認できた場合は、割引対応をしてもよいでしょうか。

A1 2. お客様に、宿泊の際のレシートや領収書、WEB予約完了画面など、宿泊したことが証明できるものを提示頂ければ割引対応していただいで結構です。
証明できるものがない場合は、宿泊施設に連絡をとり、宿泊が確認できれば、割引対応をしてもよいです。
いずれの場合も、実績報告時にそういった臨時的な対応をした旨を事務局までご報告ください。

Q1 3. クーポン利用期限を訂正する場合、訂正印は個人の印鑑でもよいのでしょうか。

A1 3. 訂正印は、配布先の宿泊施設のフロントの方など、個人の印でかまいません。

Q1 4. クーポン券を宿泊施設で印刷をかけ、増刷することは良いのでしょうか。

A1 4. クーポン券の増刷はできません。ただし、配布したクーポン券の宿泊施設での管理のために独自でナンバリングをされたり、有効期限等を印刷機で印字して記載いただくことは可能です。

Q1 5. クーポン券が余りそうになった場合、宿泊施設同士で、クーポン券の受け渡しをすることは可能でしょうか。

A1 5. 可能です。ただしその場合は事務局に受け渡した施設とクーポン券の枚数をご報告ください。

Q&A

Q16. キャンペーン終了後、余ったクーポン券はどうすれば良いでしょうか。

A16. **事務局へ返送してください。** また、クーポン券の過不足がなるべくでないよう、配布宿泊施設の登録時に1～2月のキャンペーン期間中に見込まれる宿泊者数を考慮し、クーポンの配布予測枚数を記入ください。

Q17. 施設にテナントが入っている場合、クーポン券の換金は施設・テナントどちらになりますか。

A17. どちらで換金頂いても結構です。施設・テナント別とする場合は、別々に利用対象店舗として登録いただく必要があります。

Q18. コンビニは300円クーポンの利用対象店舗になりますか。

A18. **全国チェーンのコンビニは対象外とさせていただきます。**

Q19. 駅構内などの利用対象店舗をまとめて加盟店申請してもよいか。

A19. 今回のキャンペーンの対象業種は、原則、日帰り入浴施設、お土産物店、観光施設、飲食店としております。対象業種であれば、一括申請いただいてもかまいませんので、利用者側に対象店舗がわかるように掲示を行ってください。

また、換金は申請者へ一括で行いますので、各店舗への分配、精算はご対応ください。ホームページ上に利用対象店舗別で掲載が必要であれば、ご相談ください。